

事 務 連 絡

平成18年12月13日

一部改定 平成28年5月2日

一部改定 令和4年11月14日

一部改定 令和6年4月3日

各 府 省 等 担 当 官 殿

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する
欠格事由の運用要領について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第10条(第15条において準用する場合を含む。)に規定する欠格事由のうち、第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除条項」という。)について、警察庁と協議の上、下記のとおりその運用要領を一部改定しました。

ついては、法第2条第6項第1号に規定する官民競争入札及び同条第7項第1号に規定する民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)を実施する国の行政機関等におかれましては、本運用要領に沿った運用により、入札参加事業者等について徹底した暴力団排除が図られますよう、よろしくお願いいたします。

また、各府省におかれましては、所管されます独立行政法人等に対しても本事務連絡について周知されますようお願いいたします。

記

1 暴力団排除に関する規定

法は、第10条第4号及び第6号から第9号まで(第15条において準用する場合を含む。)において、官民競争入札等の入札参加資格の一つとして、暴力団排除条項を規定している。

また、法第22条第1項では、官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため、契約の解除事由を規定しており、このうち、同項第1号ロにおいて、暴力団排除条項に該当する等、官民競争入札等に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときに、契約を解除できる旨を規定している。

なお、暴力団排除条項の内容については、別紙1に示すとおりである。

2 運用の概要

- (1) 国の行政機関等の長等(以下「実施機関」という。)が実施する官民競争入札等における暴力団排除条項の運用については、入札の開札後、落札者を決定する前に、実

施機関が警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課（以下「組織犯罪対策第一課」という。）に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行う。また、意見聴取を受けた組織犯罪対策第一課は、暴力団排除条項該当性の有無について、当該実施機関に回答する。

(2) 前記意見聴取に対して、組織犯罪対策第一課から「暴力団排除条項に該当する」旨の回答があった場合には、実施機関は当該落札予定者による入札を無効とする。

(3) 実施機関は、入札参加時に入札参加者から「暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約する書面」（以下「誓約書」という。）の提出を受ける。若しくは入札参加時に入札参加者が心得ておくべき事項を明示した資料（以下「入札心得」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（以下「誓約事項」という。）を示すとともに、入札参加者が入札書の提出をもって誓約事項に同意したものとする旨を明らかにする。

なお、「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

(4) 実施機関が落札者と契約を締結するときは、当該契約に係る契約書に暴力団排除に関する契約条項（以下単に「契約条項」という。）を定める。

(5) 実施機関は、事業開始後において、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項又は契約条項に該当する疑いがあり、法第22条第1項第1号ロ又は契約条項に基づき契約を解除しようとするときは、組織犯罪対策第一課に対し、当該公共サービス実施民間事業者の暴力団排除条項等該当性の有無について意見聴取する。また、当該意見聴取に対し、組織犯罪対策第一課から暴力団排除条項又は契約条項に該当する旨の回答があった場合には、当該公共サービス実施民間事業者との契約を解除するなどの措置を講じる。

(6) 組織犯罪対策第一課は、実施機関の意見聴取に対する回答のほか、公共サービス実施民間事業者に暴力団排除条項又は契約条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、実施機関が適当な措置をとることが必要であると認めたときは、実施機関に対しその旨の意見を述べる。また、実施機関は、当該意見が述べられた場合にも契約を解除するなどの措置を講じる。

(7) 実施機関が組織犯罪対策第一課に対して行う意見聴取及び組織犯罪対策第一課が実施機関に対して行う回答又は意見陳述については、全て総務省官民競争入札等監理委員会事務局（以下「事務局」という。）を経由して行う。

3 具体的な運用要領

(1) 入札の開札後、落札者を決定する前の意見聴取等

ア 組織犯罪対策第一課に対する意見聴取

実施機関が行う暴力団排除条項該当性の意見聴取は、当該官民競争入札等の実施を主管する課長等（本府省庁の課長に相当する職にある者）が、事務局を経由して組織犯罪対策第一課長宛に行う。

イ 意見聴取の対象

意見聴取の対象となる事業者は、落札予定者（実施機関において、明らかに暴力団排除条項に該当し又は該当しないと判断できる場合を除く。）とし、別紙２の「意見聴取の対象」欄に示す者を意見聴取の対象とする。

なお、法第１０条第８号及び第９号（第１５条において準用する場合を含む。）に関する意見聴取の対象については次のとおりとする。

(ア) 法第１０条第８号にいう「事業活動を支配する者」については、

- 相談役、顧問等名称のいかんを問わず、落札予定事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- 落札予定事業者（法人の場合）の発行済株式の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主
- 落札予定事業者（法人の場合）の出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者

について意見聴取の対象とする。

(イ) 法第１０条第９号にいう「親会社等」のうち、落札予定事業者に対して、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者を意見聴取の対象とし、同条第２項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」については、意見聴取の対象としないこととする。

また、落札予定事業者と特定支配関係を有する者が法人の場合については、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、当該法人の役員と同等以上の支配力を有する者についても、意見聴取の対象とする。

ウ 意見聴取に必要な事項

意見聴取に必要な事項は、別紙２の「意見聴取に必要な事項」欄に示すとおりとし、意見聴取に必要な事項を提出させるにあたっては、取得した個人情報等を暴力団排除条項等の欠格事由の審査のため、必要な範囲内において利用し又は提供する旨を明確にしておくとともに、意見聴取に際し、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があることについて明確にしておく。

エ 意見聴取の時期及び方法

意見聴取は、入札の開札後、落札者を決定する前に、別紙４－１及び別紙４－２の記載例に準じた様式の書面並びに意見聴取対象者の氏名等を電磁的に記録した電磁的記録媒体により、対象となる公共サービスごとに落札予定者について行う。

オ 組織犯罪対策第一課からの回答

実施機関から意見聴取を受けた組織犯罪対策第一課は、必要な調査を実施し、暴力団排除条項該当性の有無について、特別な事情のない限り、２０日以内に別紙６及び別紙７の記載例に準じた様式の書面により、事務局を経由して当該実施機関に回答する。

なお、実施機関は、前記回答に要する期間に留意の上、落札者との契約締結時期を設定する。

(2) 入札参加時の暴力団排除に関する誓約書若しくは誓約事項

実施機関は、入札参加時に入札参加者から「誓約書」（様式例は別紙3-1のとおり。）の提出を受ける。若しくは入札心得において「誓約事項」（記載例は別紙3-2のとおり。）を示すとともに、入札参加者が入札書の提出をもって誓約事項に誓約したものである旨を明らかにする。

なお、誓約書若しくは誓約事項については、暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことに関する事項だけを誓約させるものである必要はなく、他に誓約させるべき事項があれば、それらの事項と併せて誓約させてもよい。

例えば、暴力団排除条項を含む、法第10条各号の欠格事由に該当しないことを誓約させる場合などがある。

(3) 契約を解除しようとするときの意見聴取等

ア 組織犯罪対策第一課に対する意見聴取

暴力団排除条項又は契約条項に該当する疑いがあり、法第22条第1項第1号ロ又は契約条項に基づき契約を解除しようとするときは、前記3(1)アと同様の方法により、組織犯罪対策第一課に対し意見聴取を行う。

イ 意見聴取の対象

前記3(1)イと同様とする。ただし、法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」及び第9号にいう「親会社等」については、その全てを意見聴取の対象とすることができる。

ウ 意見聴取の時期及び方法

意見聴取は、その都度、契約を解除しようとする公共サービス実施民間事業者について、別紙5-1及び別紙5-2の記載例に準じた様式の書面並びに意見聴取対象者の氏名等を電磁的に記録した電磁的記録媒体により行う。

エ 組織犯罪対策第一課からの回答

実施機関から意見聴取を受けた組織犯罪対策第一課は、3(1)オと同様の方法により、実施機関に回答する。

(4) 実施機関に適切な措置をとることが必要と認めたとときの意見陳述

事業開始後において、組織犯罪対策第一課が公共サービス実施民間事業者に暴力団排除条項又は契約条項に該当する事由があると疑うに足る相当な理由があるため、実施機関が適切な措置をとることが必要であると認めたとときは、別紙8の記載例に準じた様式の書面により、事務局を経由して実施機関に対し、その旨の意見を述べる。

(5) 組織犯罪対策第一課からの回答等に対する実施機関の措置

組織犯罪対策第一課から、落札予定者が暴力団排除条項に該当する旨の回答があったときは、実施機関は当該落札予定者による入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い総合評価点の者（入札における第二順位の者：総合評価の場合）を落札予定者とするなどの措置を講ずるものとする。

また、組織犯罪対策第一課から、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項若しくは契約条項に該当する旨の回答又は上記(4)の意見陳述があったときは、実施

機関は当該事業者との契約を解除するなどの措置を講ずるものとし、当該措置の内容を事務局を經由して組織犯罪対策第一課に通知する。

(6) 電磁的記録媒体の作成要領

意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。

ア 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。

イ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。氏名がアルファベット表記の場合は、アルファベットで記録する。

ウ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」、令和の場合は「R」と半角で記録する。

エ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。

オ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間を半角の「カンマ（,）」で区切る。

カ 記録例

昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）について意見聴取する場合は、

【 コウキョウタロウ, 公共口太郎, S, 38, 07, 14, M 】

と記録する。

4 暴力団排除に関する契約条項

暴力団排除をより徹底するため、官民競争入札等の落札者と公共サービスの実施に関する契約を締結するときは、当該契約に係る契約書に次の内容の契約条項を定める。

(1) 暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用している場合には、契約を解除することができる。

(2) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、契約を解除することができる。

(3) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない。

(4) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させている場合には、契約を解除することができる。

(5) 上記の契約解除に伴い、公共サービスの実施に関して履行遅延等による損害が生じた場合は、契約解除を受けた相手方が負担するものとする。

なお、「社会的に非難されるべき関係」とは、

ア 暴力団員等が介入、関与する賭博、ノミ行為、無尽等に参画、参加している。

イ 暴力団員等と共犯事件で逮捕されるなど、暴力団員等と妥当性を欠く内容の関係を有している。

ウ 暴力団員又はその家族に関する行事、例えば結婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等に出席するなど暴力団員等と密接な関係を有している。

などが挙げられるが、関係を有するに至った原因、境遇、知情姓、事案の軽重及び情状

等を総合的に勘案して判断する。

5 組織犯罪対策第一課との緊密な連携

実施機関は、組織犯罪対策第一課との緊密な連携により、暴力団排除の徹底を図るとともに、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項に該当する疑いがあると認められるときは、実施機関にあっても、組織犯罪対策第一課と連携をとりつつ、法第26条第1項の規定に基づく立入検査や報告徴収を積極的に実施するなど、法の施行に必要な限度において、事実関係の把握に努める。

6 その他

- (1) 暴力団排除条項等の運用については、原則として本運用要領によるものとするが、個々の状況により、本運用要領によりがたいときは、関係機関と協議の上、その状況に応じた適切な運用を図るものとする。
- (2) 実施機関は、公共サービス実施民間事業者等に対し、暴力団又は暴力団関係者による不当要求又は業務妨害を受けた場合には、速やかに警察に通報するとともに実施機関に報告することを指導することとする。
- (3) 添付資料
参照条文を添付するので参考とされたい。

暴力団排除条項について

1. 第10条第4号関係	
条項	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
説明	上記のとおり
2. 第10条第6号関係	
条項	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前記1に該当するもの
説明	「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、「親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条）」以外の未成年者をいう。
3. 第10条第7号関係	
条項	法人であって、その役員のうち前記1又は2のいずれかに該当する者があるもの
説明	① 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。 ② 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。 ③ 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。 ④ 前記①の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他の団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
4. 第10条第8号関係	
条項	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
説明	「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者」とは、典型的には暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている法人のほか、例えば、融資関係、人的派遣関係、株式所有関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものが含まれる。 ① 具体的には、次の事由を有する者がこれに該当すると考えられるが、該当性の判断にあたっては、これらの事由を個別具体的かつ総合的に検討する。 ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、入札参加事業者（法人の場合の役員を含む。）であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。 イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、又は売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。 ウ 法第10条第7号の「役員」ではないが、当該役員と同等以上の支配力を有していること。 ② 前記ウの「役員と同等以上の支配力を有する」か否かは、その者が自己の地位や権限などに基づいて法人の意思決定に関し、どの程度実質的な影響力を及ぼし得るかを個々具体的に判断しなければならないが、例えば、次のような者は、これに該当することが多いと考えられる。 ア 相談役又は顧問の名称を有する者 イ 発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主 ウ 出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 エ 自己の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）を傀儡として当該法人の役員に就任させている者
5. 第10条第9号関係	
条項	その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が前記1から4までのいずれかに該当する者
説明	「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条に規定するものをいう。 ① 施行令第3条第1項第1号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。 ② 同条第2号及び第3号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

意見聴取に必要な事項一覧表

		意見聴取の対象（※1）	意見聴取に必要な事項
落	個人 の 場 合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人（※2）	・氏名、生年月日、性別、住所
札 予 定 の 事 業 者 の 場 合	法 人	③ 落札予定事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等（※3） （個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等（法人）	・商号又は名称
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等（※4）（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等（法人）	・商号又は名称
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

※5 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと

令和 年 月 日

（国の行政機関等の長等） 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 ㊦

（法人にあつては、代表者氏名）

㊦

〔 法定代理人
氏 名 〕

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

別紙4-1 (入札の開札後、落札者を決定する前の意見聴取の場合)

〇〇〇第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組織犯罪対策第一課長 殿

(官民競争入札等の実施を主管する課長等)



競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札又は民間競争入札の落札予定事業者に関する意見聴取について

別紙の者に関する競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号までのいずれかに該当する事由の有無について、意見を聴取します。

対象公共サービスの内容	
担当者	住所 〒
	所属部署
	役職・氏名
	電話 (FAX)
	メールアドレス

〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組 織 犯 罪 対 策 第 一 課 長 殿

(官民競争入札等の実施を主管する課長等)



競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス実施民間事業者に関する意見聴取について

下記のとおり、公共サービス実施民間事業者が競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号まで(以下「暴力団排除条項」という。)又は暴力団排除に関する契約条項に該当すると認められるので、別紙の者に関する暴力団排除条項等のいずれかに該当する事由の有無について、意見を聴取します。

記

- 1 当該事業者
- 2 暴力団排除条項等に該当すると認められる状況

対象公共サービスの内容	
担当者	住 所 〒
	所属部署
	役職・氏名
	電 話 (FAX)
	メールアドレス

〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（官民競争入札等の実施を主管する課長等）殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長
（公印省略）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札又は民間競争入札の落札予定事業者^{※1}に関する意見について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により意見聴取を受けた件については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号まで^{※2}のいずれにも該当する事由があるとは認められません。

※1 暴力団排除条項又は暴力団排除に関する契約条項に該当し、契約を解除しようとするときの意見聴取に対する回答の場合には、「・・・法律に基づく公共サービス実施民間事業者・・・」となる。

※2 暴力団排除に関する契約条項に該当し、契約を解除しようとするときの意見聴取に対する回答の場合には、「・・・件については、暴力団排除に関する契約条項のいずれにも・・・」となる。

〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 〇 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（官民競争入札等の実施を主管する課長等）殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長
（公印省略）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札又は民間競争入札の落札予定事業者※に関する意見について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により意見聴取を受けた件について、下記のとおり回答します。

記

（記載例）

- 落札予定事業者である〇〇〇〇については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号に該当する事由があると認められる。
- 公共サービス実施民間事業者である法人△△△△株式会社については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第7号に該当する事由があると認められる。
- 公共サービス実施民間事業者である法人□□□□株式会社については、暴力団排除に関する契約条項の「暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用している場合には、契約を解除できる。」に該当する事由があると認められる。

※ 暴力団排除条項又は暴力団排除に関する契約条項に該当し、契約を解除しようとするときの意見聴取に対する回答の場合には、「・・・法律に基づく公共サービス実施民間事業者・・・」となる。

（官民競争入札等の実施を主管する課長等）殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長
（公印省略）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス実施民間事業者に関する意見について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）に基づく公共サービス実施民間事業者に関し、法第10条第7号※に該当する事由があり、当該事業者に対して適切な措置をとるべきことが必要であると認めるため、下記のとおり意見を提出する。

記

- 1 当該事業者の名称
- 2 当該事業者の主たる事務所の所在地
- 3 当該事業者の代表者

※ 暴力団排除条項のどの規定に該当するかが記載される。また、暴力団排除に関する契約条項に該当する場合は、「・・・関し、暴力団排除に関する契約条項の「暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、契約を解除できる。」に該当・・・」等となる。

参 照 条 文

【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）】

（定義）

第 2 条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

2～5（略）

6 この法律において「官民競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針（第 7 条に規定する公共サービス改革基本方針をいう。次項第 1 号において同じ。）において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、国の行政機関等と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第 3 章第 1 節の規定により行われるもの

二（略）

7 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第 3 章第 2 節の規定により行われるもの

二（略）

8～9（略）

（欠格事由）

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

一～三（略）

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

五（略）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

十～十二（略）

（準用）

第 15 条 第 10 条、第 11 条第 1 項、第 12 条並びに第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第 12 条中「第 9 条第 2 項第 5 号」とあるのは「第 14 条第 2 項第 5 号」と、「前条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「前条第 1 項」と、「その評価を行うものとする。この場

合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第13条第1項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第11条第2項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第11条第2項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(契約の解除)

第22条 国の行政機関の長等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第20条第1項の契約を解除できる。

一 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

ロ 第9条第2項第3号若しくは第10条（第11号を除く。）の規定による官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件又は第14条第2項第3号若しくは第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ～チ（略）

二（略）

2～4（略）

（地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについての準用）

第23条 前3条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第20条第1項中「第13条第1項（第15条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第17条及び第19条において準用する第13条第1項」と、同条第2項及び第21条第3項中「政令」とあるのは「規則」と、同条第2項及び前条第3項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第47条第1項に規定する合議制の機関」と、同条第1項第1号ロ中「第9条第2項第3号若しくは第10条」とあるのは「第16条第2項第3号若しくは第17条において準用する第10条」と、「第14条第2項第3号若しくは第15条」とあるのは「第18条第2項第3号若しくは第19条」と、同号へ中「第26条第1項」とあるのは「第28条において準用する第26条第1項」と、同号ト中「第27条第1項」とあるのは「第28条において準用する第27条第1項」と、同項第2号中「対象公共サービス」とあるのは「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス若しくは地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」と読み替えるものとする。

(報告の徴収等)

第26条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービ

スの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 (略)

【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）】

(親会社等)

第3条 法第10条第9号（法第15条、第17条及び第19条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

一 その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第2号において同じ。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が2分の1を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 ～ 五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 ～ 八 (略)

【民法（明治29年法律第89号）】

(成年)

第4条 年齢18歳をもって、成年とする。

(未成年者の法律行為)

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(未成年者の営業の許可)

第6条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 (略)

(親権者)

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

(財産の管理及び代表)

第824条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

第838条 後見は、次に掲げる場合に開始する。

一 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。

二 後見開始の審判があったとき。

(財産の管理及び代表)

第859条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

2 第824条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

【会社法（平成17年法律第86号）】

(議決権の数)

第308条 株主（株式会社がその総株主の議決権の4分の1以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にある者として法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式1株につき1

個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、1単元の株式につき1個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

【個人情報の保護に関する法律】

（利用目的の明示）

第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。